

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第63号

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年四日市市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(農業委員会への委任)</p> <p>第4条 農業委員会に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に定める農用地利用集積等促進計画の作成</u>に関すること。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p>(農業委員会への委任)</p> <p>第4条 農業委員会に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に定める利用権設定等促進事業</u>に関すること。<u>ただし、同法第19条に定める公告に関する事務を除く。</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p>

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部総務課)